



和歌山県報

発行 和 歌 山 県
和歌山市小松原通一丁目 1 番地
毎週火、金曜日発行

目 次 (*については県例規集掲載事項) (取扱課室名) ページ

○ 告示

454	令和7年度自衛官募集	(市町村課).....	1
455	一般競争入札による落札者の決定	(行政企画課).....	3
456	介護保険法による指定居宅サービス事業者の指定	(介護サービス指導課).....	4
457	指定障害福祉サービス事業者の廃止	(障害福祉課).....	4
458	指定障害福祉サービス事業者の指定	(").....	4
459	土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定の解除	(砂防課).....	5
460	〃	(").....	5
461	土砂災害警戒区域の指定	(").....	5
462	土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定	(").....	6
463	道路の位置の指定	(都市政策課).....	6
464	随意契約の相手方の決定	(警察本部).....	6
465	勤務・給与管理システム更新委託業務に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格等	(").....	7

○ 教育委員会告示

*4	和歌山県立図書館資料複写規程の一部を改正する告示	9
----	--------------------------	-------	---

○ 収用委員会告示

2	土地収用法による裁決手続開始の決定	10
---	-------------------	-------	----

○ 警察本部告示

2	微量薬物分析装置賃貸借業務に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格等	11
3	放置車両確認事務委託業務に係る総合評価一般競争入札に参加する者に必要な資格等	13
4	交番・駐在所ネットワークカメラシステム整備委託業務に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格等	15

○ 公告

入札公告	(警察本部).....	17
------	-------------	----

○ 監査公表

監査公表第15号	20
----------	-------	----

○ 諸報

入札公告	(警察本部).....	21
〃	(").....	24

告 示

和歌山県告示第454号

自衛隊法施行令(昭和29年政令第179号)第114条、第117条第1項及び第118条の規定により、自衛官の令和7年度募集について、次のとおり告示する。

令和7年6月6日

和歌山県知事 宮 崎 泉

- 1 募集種目
自衛官候補生
- 2 試験種目
 - (1) Web試験 (インターネットを利用する方法により行う試験をいう。以下同じ。)
国語、数学、地理歴史及び公民、作文並びに適性検査
 - (2) 口述試験及び身体検査 (以下「口述試験等」という。)
- 3 受付期限、Web試験期間並びに口述試験等の期日及び試験場 (以下「受付期限等」という。) ※1

受付期限	Web試験期間	口述試験等の期日 ※2	口述試験等の試験場
令和7年6月16日 (月)	令和7年6月26日 (木) から 同月29日 (日) まで	身体検査を既に受験している者にあつては令和7年7月4日 (金)、受験していない者にあつては同月5日 (土) ※3	和歌山県民文化会館 (和歌山市小松原通一丁目1)
令和7年8月7日 (木)	令和7年8月17日 (日) から 同月19日 (火) まで	令和7年8月23日 (土)	自衛隊和歌山地方協力本部 (和歌山市築港一丁目14-6)
令和7年9月5日 (金)	令和7年9月18日 (木) から 同月20日 (土) まで	令和7年9月27日 (土)	和歌山県民文化会館 (和歌山市小松原通一丁目1)
		令和7年10月4日 (土)	
令和7年10月27日 (月)	令和7年11月6日 (木) から 同月8日 (土) まで	令和7年11月15日 (土)	自衛隊和歌山地方協力本部 (和歌山市築港一丁目14-6)
令和7年11月27日 (木)	令和7年12月7日 (日) から 同月9日 (火) まで	令和7年12月13日 (土)	
令和8年1月5日 (月)	令和8年1月15日 (木) から 同月17日 (土) まで	令和8年1月24日 (土)	
令和8年2月4日 (水)	令和8年2月15日 (日) から 同月17日 (火) まで	令和8年2月21日 (土)	

※1 受付期限等は、変更する場合がある。

※2 同一の受付期限において口述試験等の期日が複数ある場合には、それらの期日のいずれか1日とする。

※3 令和7年7月4日 (金) は、口述試験のみ行う。

4 応募資格

日本国籍を有し、採用予定月の1日現在において18歳以上33歳未満の者 (32歳の者にあつては、採用予定月の末日現在において、33歳に達しない者に限る。) であつて、次のいずれにも該当しないもの

- (1) 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又は執行を受けることがなくなるまでの者
- (2) 法令の規定による懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- (3) 日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者
- (4) 民法の一部を改正する法律 (平成11年法律第149号) 附則第3条第3項の規定により従前の例によることとされる準禁治産者

5 受験手続

(1) 志願書類の請求

県内の市町村役場又は自衛隊和歌山地方協力本部、同地域事務所若しくは同募集案内所に請求すること。

名 称	所 在 地	電話番号
本部	〒640-8287 和歌山市築港一丁目14-6	073-422-5116
和歌山募集案内所	〒640-8331 和歌山市美園町五丁目1-2 新橋ビル2階	073-432-4479
橋本地域事務所	〒648-0072 橋本市東家五丁目2-2 橋本地方合同庁舎3階	0736-32-0744
有田募集案内所	〒649-0316 有田市宮崎町106-2	0737-82-6631
御坊地域事務所	〒644-0012 御坊市湯川町小松原410-1 丸仁第1ビル1階	0738-23-0020
田辺地域事務所	〒646-0004 田辺市下万呂564-2 宮本ビル	0739-24-6219
新宮地域事務所	〒647-0053 新宮市五新1-24 三栄コーポレーションビル1階	0735-21-3449

(2) 提出書類及び提出先

志願者は、自衛官候補生志願票1通及び受験票を（1）の機関（市町村役場を除く。）に持参し、又は郵送すること。

(3) その他

志願書類の提出後又は受験後、住所を変更したときは、速やかに自衛隊和歌山地方協力本部に連絡すること。

6 採用予定者への通知

(1) 選抜基準に達した者には、採用候補者名簿記載通知書を送付する。

(2) 不合格者には、通知しない。

(3) 採用候補者は、採用候補者名簿に記載され、その後採用候補者には、採用枠に応じて採用予定通知書を送付する。

7 その他

(1) 受験のための旅費は、各自の負担とする。

(2) 入隊時に再度身体検査を行うが、その際、採用基準に満たない場合は、不採用となることがあるので、健康管理には十分注意すること。

なお、併せて薬物使用検査を実施する。

(3) 各試験は、状況により中止する場合がある。

和歌山県告示第455号

和歌山県情報共有基盤システム導入及び賃貸借業務について、一般競争入札により落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第12条及び和歌山県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年和歌山県規則第107号）第10条の規定に基づき、次のとおり公示する。

令和7年6月6日

和歌山県知事 宮 崎 泉

1 落札に係る特定役務の名称及び数量

和歌山県情報共有基盤システム導入及び賃貸借業務 一式

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

和歌山県総務部総務管理局行政企画課

和歌山市小松原通一丁目1番地

- 3 落札者を決定した日
令和7年5月20日
- 4 落札者の氏名及び住所
FLCS・FJJ・FNETSコンソーシアム
(代表者) FLCS株式会社
東京都千代田区神田練堀町3番地
(構成員) 富士通Japan株式会社
神奈川県川崎市幸区大宮町1番地5
(構成員) 富士通ネットワークソリューションズ株式会社
神奈川県川崎市幸区大宮町1番地5
- 5 落札金額
91,774,606円（うち消費税及び地方消費税の額8,343,146円）
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 特例政令第6条の公告を行った日
令和7年4月8日

和歌山県告示第456号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項の規定により指定居宅サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第78条第1号の規定に基づき公示する。

令和7年6月6日

和歌山県知事 宮 崎 泉

指定事業者番号	事業者の名称 又は氏名	事業所の名称	事業所の所在地	サービスの種類	指 定 年月日	指 定 の 有効期間の 満了の日
30724014 86	株式会社Polaris	ヘルパーステーションMoon	和歌山県西牟婁郡白浜町内ノ川755番地の1	訪問介護	令和 7.6.1	令和 13.5.31

和歌山県告示第457号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第46条第2項の規定に基づき、指定障害福祉サービス事業者から次のとおり廃止の届出があったので公示する。

令和7年6月6日

和歌山県知事 宮 崎 泉

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	障害福祉サービスの種類	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	廃 止 年月日
3021700 947	グループホームとのわ	紀の川市貴志川町井ノ口1010-17	共同生活援助	一般社団法人とのわ	紀の川市桃山調月1247-1	令和 7.3.31

和歌山県告示第458号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の指定障害福祉サービス事業者を次のとおり指定したので公示する。

令和7年6月6日

和歌山県知事 宮 崎 泉

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	障害福祉サービスの種類	主たる対象とする障害種別	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	指定年月日
3010300063	ことだま	岩出市根来1018-1	就労移行支援	身体障害者 知的障害者 精神障害者	株式会社ことだま	和歌山市松島36番地6	令和7.6.1

和歌山県告示第459号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第6項及び第9条第9項の規定により、平成29年6月20日付け和歌山県告示第780号で指定した次の土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定を解除する。

令和7年6月6日

和歌山県知事 宮 崎 泉

- 1 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- 2 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の名称
山内川（3-203-1-034）
- 3 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図書のとおり

（「次の図書」は、省略し、その図面を和歌山県県土整備部河川下水道局砂防課及び伊都振興局建設部並びに橋本市役所に備え置いて縦覧に供する。）

和歌山県告示第460号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第6項及び第9条第9項の規定により、平成23年9月16日付け和歌山県告示第1003号、平成29年7月25日付け和歌山県告示第962号、平成30年3月13日付け和歌山県告示第281号及び平成30年12月25日付け和歌山県告示第1330号で指定した次の土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定を解除する。

令和7年6月6日

和歌山県知事 宮 崎 泉

- 1 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- 2 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の名称
大島北地（I-1757）、和深（和田之谷）（I-2342）、出雲崎（I-2346）
- 3 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図書のとおり

（「次の図書」は、省略し、その図面を和歌山県県土整備部河川下水道局砂防課及び東牟婁振興局串本建設部並びに串本町役場に備え置いて縦覧に供する。）

和歌山県告示第461号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定により、次の区域を土砂災害警戒区域として指定する。

令和7年6月6日

和歌山県知事 宮 崎 泉

- 1 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

土石流

2 土砂災害警戒区域の名称

山内川 (3-203-1-034)

3 土砂災害警戒区域の表示

次の図書のとおり

(「次の図書」は、省略し、その図面を和歌山県県土整備部河川下水道局砂防課及び伊都振興局建設部並びに橋本市役所に備え置いて縦覧に供する。)

和歌山県告示第462号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号。以下「法」という。）第7条第1項及び第9条第1項の規定により、次の区域を土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域として指定する。

令和7年6月6日

和歌山県知事 宮 崎 泉

1 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

急傾斜地の崩壊

2 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の名称

大島北地 (I-1757)、和深 (和田之谷) (I-2342)、出雲崎 (I-2346)

3 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示

次の図書のとおり

4 法第9条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成13年政令第84号）で定める事項

次の図書のとおり

(「次の図書」は、省略し、その図面を和歌山県県土整備部河川下水道局砂防課及び東牟婁振興局串本建設部並びに串本町役場に備え置いて縦覧に供する。)

和歌山県告示第463号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による道路の位置を次のとおり指定した。

令和7年6月6日

和歌山県知事 宮 崎 泉

指定番号	指 定 位 置	申 請 者 住 所 氏 名	指定年月日	道 路	
				幅 員 メートル	延 長 メートル
3698	有田郡有田川町大字下津野 字加門74番3の一部	和歌山市出島160番9 ケイマツシマ産業株式会社 代表取締役 西尾美夏	令和 7.5.23	6.00	60.52

和歌山県告示第464号

令和7年度IC運転免許証作成用消耗品の購入について、随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第12条及び和歌山県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年和歌山県規則第107号）第10条の規定に基づき、次のとおり公示する。

令和7年6月6日

和歌山県知事 宮 崎 泉

1 随意契約に係る物品等の名称及び数量

- (1) カード基体（優良） 300枚×3入 102箱
- (2) カード基体（一般） 300枚×3入 73箱
- (3) カード基体（新規） 300枚×3入 9箱
- (4) 経歴証明書カード基体 300枚 5箱
- (5) IC用リボンセット（2,000枚×1入×7種） 84箱
- (6) 裏面印字用インクリボン 2,000枚 14箱

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

和歌山県警察本部警務部会計課
和歌山市小松原通一丁目1番地1

3 随意契約の相手方を決定した日

令和7年4月1日

4 随意契約の相手方の氏名及び住所

株式会社DNPアイディーシステム
東京都新宿区市谷加賀町一丁目1番1号

5 随意契約に係る契約金額

- (1) カード基体（優良） 300枚×3入
1箱当たり 474,210円（うち消費税及び地方消費税の額43,110円）
- (2) カード基体（一般） 300枚×3入
1箱当たり 474,210円（うち消費税及び地方消費税の額43,110円）
- (3) カード基体（新規） 300枚×3入
1箱当たり 474,210円（うち消費税及び地方消費税の額43,110円）
- (4) 経歴証明書カード基体 300枚
1箱当たり 165,660円（うち消費税及び地方消費税の額15,060円）
- (5) IC用リボンセット（2,000枚×1入×7種）
1箱当たり 154,000円（うち消費税及び地方消費税の額14,000円）
- (6) 裏面印字用インクリボン 2,000枚
1箱当たり 17,600円（うち消費税及び地方消費税の額1,600円）

6 契約の相手方を決定した手続

随意契約

7 随意契約の理由

特例政令第11条第1項第2号に該当し、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第2項の規定により随意契約する。

和歌山県告示第465号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「自治法令」という。）第167条の5第1項及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第4条の規定に基づき、勤務・給与管理システム更新委託業務に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格及びその資格審査の申請方法を次のように定める。

令和7年6月6日

和歌山県知事 宮 崎 泉

1 一般競争入札に付する事項

- (1) 調達役務の名称
勤務・給与管理システム更新委託業務

(2) 調達役務の内容

勤務・給与管理システム更新委託業務仕様書（以下「仕様書」という。）による。

2 一般競争入札に参加する者に必要な資格

この一般競争入札に参加する資格を有する者は、資格審査の申請の時点から落札決定の日までの間に、次に掲げる要件を満たす者とする。

- (1) 自治法令第167条の4第1項各号の規定に該当しない者であること。
- (2) 自治法令第167条の4第2項の規定により一般競争入札の参加の資格を停止されていない者であること。
- (3) 和歌山県が行う一般競争入札に関する参加資格を停止されていない者であること。
- (4) 国税及び都道府県税に未納がない者であること。
- (5) この入札に係るシステム更新業務と同種同等規模以上の業務の契約を入札公告の日から過去5年以内に締結し、適正に履行した実績がある者であること。

なお、同種とはアに掲げる要件を、同等規模以上とはイに掲げる要件を満たしているものとする。

ア WEB方式のサーバシステムを構築又は更新した実績を有すること。

イ アに掲げる業務について、予定価格の50パーセント以上の金額で契約を締結し、適正に履行した実績を有すること。

- (6) 営業品目にソフトウェア開発を有する者であること。
- (7) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団及びその関係者（以下「暴力団等」という。）が経営していない者並びに暴力団等が経営に実質的に関与していない者であること。
- (8) 暴力団等に対する資金等の供給及び便宜の供与をしていない者であること。
- (9) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき、再生手続開始の申立てがなされていない者、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき、更生手続開始の申立てがなされていない者及び破産法（平成16年法律第75号）に基づき、破産手続開始の申立てがなされていない者であること。

3 資格審査申請書類及びその交付方法等

- (1) この一般競争入札の参加資格の審査の申請に必要な書類は、次のとおりとする。

ア 競争入札参加資格審査申請書

イ 事業経歴書

ウ 法人にあつては、当該法人の登記事項証明書（提出日において、発行後3か月を経過していないもの）

エ 直近2年分の財務諸表又は決算書（法人にあつては貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書又はこれらに相当する書類、個人にあつては青色申告書又は白色申告書の写し）

オ 次に掲げる税金に未納がないことを証する納税証明書（提出日において、発行後3か月を経過していないもの）

（ア）法人税又は所得税並びに消費税及び地方消費税

（イ）法人にあつては主たる事務所、個人にあつては住所地が所在する都道府県が課する税（延滞金等を含む。）の全税目

カ 誓約書

キ 委任状（申請者が代理人を選任した場合）

ク 2の（5）に掲げる要件を満たすことを証する業務実績証明書（入札公告の日から過去5年以内に締結した契約書の写しを添付すること。）

ケ 申請者にシステム構築及び更新体制が整備されていることを証明するシステム構築体制証明書（障害発生時の連絡体制図を添付すること。）

- (2) 和歌山県物品の購入、役務の提供等の契約に係る競争入札参加者の資格に関する要綱（令和5年和歌山県告示第1000号）に基づく競争入札参加資格者名簿に登録されていることが確認できる書類をもつ

て、(1)に掲げるイからカまでの申請書類に代えることができる。

- (3) (1)に掲げるア、イ、カ、キ、ク及びケの申請書類の用紙については、和歌山県警察本部で定めるものとし、仕様書及びこれらの用紙は、令和7年6月6日（金）から同年8月6日（水）までの間に、和歌山県物品・役務電子調達システムからダウンロードすること。

また、同期間のうち和歌山県の休日を守る条例（平成元年和歌山県条例第39号）第1条第1項に定める休日（以下「県の休日」という。）を除く日の午前9時から午後5時まで（令和7年6月6日（金）は、午後1時から午後5時まで）の間、5に掲げる場所で交付を受けることができる。

- (4) (1)に掲げる申請書類について質問がある者は、令和7年6月6日（金）から同月23日（月）までの県の休日を除く日の午前9時から午後5時まで（同月6日（金）は、午後1時から午後5時まで）の間に和歌山県警察本部警務部警務課（以下「警務課」という。）に対して書面等（ファクシミリ及び電子メールを含む。）により行うものとする。

4 資格審査申請書類の提出期間及び提出場所

3の(1)に掲げる申請書類は、令和7年6月6日（金）から同月30日（月）までの県の休日を除く日の午前9時から午後5時まで（同月6日（金）は、午後1時から午後5時まで）の間に、5に掲げる場所等に持参、郵送又は電子メールで提出するものとする。ただし、3の(1)に掲げるウ、オ及びキの申請書類については、令和7年6月30日（月）午後5時までに、5に掲げる場所に持参又は郵送により提出するものとする。

なお、郵送による場合は、令和7年6月30日（月）午後5時までに書留郵便により5に掲げる場所に必着させなければならない。

5 資格審査申請書類の交付の場所

警務課

和歌山市小松原通一丁目1番地1

郵便番号 640-8588

電話番号 073-423-0110（代表）

ファクシミリ番号 073-423-0560

メールアドレス e8003001@pref.wakayama.lg.jp

6 資格審査の結果通知

資格審査の結果は、郵送により令和7年7月18日（金）までに通知するものとする。

7 一般競争入札参加資格がないと認められた者に対する理由の説明

- (1) 一般競争入札参加資格がないと認められた者は、和歌山県警察本部に対してその理由について説明を求めることができる。
- (2) (1)の説明は、令和7年7月31日（木）午後5時までに書面により求めることができる。
- (3) (2)の書面は、持参、書留郵便又は電子メールにより5に掲げる場所等に提出するものとする。
- (4) 説明を求めた者に対する回答は、令和7年8月6日（水）までに当該説明を求めた者に対して書面により行うものとする。

教育委員会告示

和歌山県教育委員会告示第4号

和歌山県立図書館資料複写規程の一部を改正する告示を次のように定める。

令和7年6月6日

和歌山県教育委員会教育長 今 西 宏 行

和歌山県立図書館資料複写規程（昭和44年和歌山県教育委員会告示第12号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(複写の範囲及び制限) 第 2 条 複写できる<u>図書館資料</u>は、次に掲げる資料とする。 (1) <u>図書館が所蔵し、又は一般の閲覧に供している資料</u> (2) 略</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる資料は、複写しない。ただし、複写の制限をされている資料の複写であって、その制限の範囲内のみを行う場合は、この限りでない。 (1)・(2) 略 (3) 前項第 1 号に掲げる資料のうち複写することを制限され、又は禁止されている資料 (4) 略</p>	<p>(複写の範囲及び制限) 第 2 条 複写できる<u>図書館資料は、図書館に所蔵する資料のほか、次に掲げる資料とする。</u> (1) 略 (2) <u>デジタル化資料送信サービスにより閲覧することができる国立国会図書館がデジタル化した資料</u> (3) <u>独立行政法人国立印刷局が提供する官報情報検索サービスにより閲覧することができる資料</u> (4) <u>次に掲げる日刊新聞紙を発行する者からインターネットを通じて閲覧の提供を受けることができる当該日刊新聞紙に掲載された時事に関する事項の電磁的記録その他の資料</u> ア <u>日本経済新聞</u> イ <u>産経新聞</u> ウ <u>朝日新聞</u> エ <u>毎日新聞</u> オ <u>読売新聞</u> (5) <u>民間事業者からインターネットを通じて閲覧の提供を受けることができる法令及び判例並びにこれらに関する文献に係る資料</u> 2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる資料は、複写しない。ただし、複写の制限をされている資料の複写であって、その制限の範囲内のみを行う場合は、この限りでない。 (1)・(2) 略 (3) 前項第 2 号から第 5 号までに掲げる資料のうち複写することを制限され、又は禁止されている資料 (4) 略</p>

附 則

この告示は、告示の日から施行する。

収用委員会告示

和歌山県収用委員会告示第2号

土地収用法（昭和26年法律第219号）第45条の2の規定により、令和7年5月28日次のとおり裁決手続開始の決定をした。

令和7年6月6日

和歌山県収用委員会会長 石 倉 誠 也

- 1 起業者の名称 和歌山県
- 2 事業の種類 一般国道370号改築工事（美里4工区・和歌山県海草郡紀美野町毛原下字小久保地内から同町小西字大西地内まで）並びにこれに伴う町道及び一級河川付替工事
- 3 裁決手続の開始を決定した土地の所在、地番、地目及び地積等、土地所有者の氏名及び住所並びに土地に関して権利を有する関係人の氏名、住所及びその権利の種類
(次表のとおり)

裁決手続開始を決定した土地					土地所有者		土地に関して権利を有する関係人			
所在	地番	地目		地積 (㎡)		氏名	住所	氏名	住所	権利の種類
		登記簿	現況	登記簿	実測					

和歌山県 海草郡紀 美野町小 西字大西	381番2	田	田	1,106	1,106.41	447.58	21.86	田中瑞生	東京都品川区 大崎一丁目19 番10号 田中 ビル ただし、居所 は同所及び和 歌山県海草郡 紀美野町小西 463番地1	-	-	-
------------------------------	-------	---	---	-------	----------	--------	-------	------	--	---	---	---

警察本部告示

和歌山県警察本部告示第2号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「自治法令」という。）第167条の5第1項及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第4条の規定に基づき、微量薬物分析装置賃貸借業務に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格及びその資格審査の申請方法等を次のように定める。

令和7年6月6日

和歌山県警察本部長 野 本 靖 之

1 一般競争入札に付する事項

(1) 調達役務の名称

微量薬物分析装置賃貸借業務

(2) 調達役務の内容

微量薬物分析装置賃貸借業務仕様書（以下「仕様書」という。）による。

2 一般競争入札に参加する者の資格

この一般競争入札に参加する資格を有する者は、資格審査の申請の時点から落札決定の日までの間において、次に掲げる要件を満たす者とする。

- (1) 自治法令第167条の4第1項各号の規定に該当しない者であること。
- (2) 自治法令第167条の4第2項の規定により一般競争入札の参加の資格を停止されていない者であること。
- (3) 和歌山県が行う一般競争入札に関する参加資格を停止されていない者であること。
- (4) 国税及び都道府県税に未納がない者であること。
- (5) この入札に係る機器賃貸借業務と同種同等規模以上の業務の契約を入札公告の日から起算して過去5年以内に締結し、適正に履行した実績がある者であること。

なお、同種とはアに掲げる要件を、同等規模以上とはイに掲げる要件を満たしているものとする。

ア 微量薬物分析、法医学化学分析その他これに類する鑑定に使用する科学分析機器、測定機器、電子機器等について、リース又はレンタルを行い、かつ、保守点検を行った実績を有すること。

イ アに掲げる業務について、予定価格の50パーセント以上の金額で契約を締結し、適正に履行した実績を有すること。

- (6) 営業品目に賃貸借を有する者であること。
- (7) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団及びその関係者（以下「暴力団等」という。）が経営していない者並びに暴力団等が経営に実質的に関与していない者であること。
- (8) 暴力団等に対する資金等の供給及び便宜の供与をしていない者であること。
- (9) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき、再生手続開始の申立てがなされていない者、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき、更生手続開始の申立てがなされていない者及び破産法（平成

16年法律第75号)に基づき、破産手続開始の申立てがなされていない者であること。

3 資格審査申請書類及びその交付方法等

(1) この一般競争入札の参加資格の審査の申請に必要な書類は、次のとおりとする。

ア 競争入札参加資格審査申請書

イ 事業経歴書

ウ 法人にあっては、当該法人の登記事項証明書（提出日において、発行後3か月を経過していないもの）

エ 直近2年分の財務諸表又は決算書（法人にあっては貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書又はこれらに相当する書類、個人にあっては青色申告書又は白色申告書の写し）

オ 次に掲げる税金に未納がないことを証する納税証明書（提出日において、発行後3か月を経過していないもの）

（ア）法人税又は所得税並びに消費税及び地方消費税

（イ）法人にあっては主たる事務所、個人にあっては住所地が所在する都道府県が課する税（延滞金等を含む。）の全税目

カ 誓約書

キ 委任状（入札・契約等）（申請者が代理人を選任した場合）

ク 仕様書に準拠する機器の一覧（メーカー名、製品名（型名）、数量、仕様等を記載したもの）及びその仕様を明らかにする当該製品のカタログ等

ケ 2の（5）に掲げる要件を満たすことを証する業務実績証明書（入札公告の日から起算して過去5年以内に締結した契約書の写しを添付すること。）

コ 申請者に保守体制が整備されていることを証明する保守体制証明書で、次に掲げる要件を満たすもの

（ア）障害発生時の連絡体制図を添付していること。

（イ）営業所及び待機拠点等における常駐技術者数を記載していること。

(2) 和歌山県物品の購入、役務の提供等の契約に係る競争入札参加者の資格に関する要綱（令和5年和歌山県告示第1000号）に基づく競争入札参加資格者名簿に登載されていることが確認できる書類をもって、（1）のイからカまでに掲げる申請書類に代えることができる。

(3) （1）のア、イ、カ、キ、ケ及びコに掲げる申請書類の用紙については、和歌山県警察本部で定めるものとし、これらの用紙は、令和7年6月6日（金）から同年8月6日（水）までの間に、和歌山県物品・役務電子調達システムからダウンロードすること。また、仕様書及びこれらの用紙については、同期間のうち和歌山県の休日を定める条例（平成元年和歌山県条例第39号）第1条第1項に定める休日（以下「県の休日」という。）を除く日の午前9時から午後5時まで（令和7年6月6日（金）は、午後1時から午後5時まで）の間、5に掲げる場所で交付を受けることができる。

(4) （1）に掲げる申請書類について質問がある者は、令和7年6月6日（金）から同月23日（月）までの県の休日を除く日の午前9時から午後5時まで（同月6日（金）は、午後1時から午後5時まで）の間に、和歌山県警察本部刑事部科学捜査研究所（以下「科学捜査研究所」という。）に対して書面等（ファクシミリ及び電子メールを含む。）により行うものとする。

4 資格審査申請書類の提出期間及び提出場所

(1) 3の（1）のクに掲げる申請書類

令和7年6月6日（金）から同月18日（水）までの県の休日を除く日の午前9時から午後5時まで（同月6日（金）は、午後1時から午後5時まで）の間に、5に掲げる場所等に持参、郵送又は電子メールで提出するものとする。

なお、郵送による場合は、令和7年6月18日（水）午後5時までに、書留郵便により5に掲げる場所に必着させなければならない。

(2) 3の(1)に掲げる申請書類（クに掲げる申請書類を除く。）

令和7年6月6日（金）から同月30日（月）までの県の休日を除く日の午前9時から午後5時まで（同月6日（金）は、午後1時から午後5時まで）の間に、5に掲げる場所等に持参、郵送又は電子メールで提出するものとする。

ただし、3の(1)のウ、オ及びキの申請書類については、令和7年6月30日（月）午後5時までに、5に掲げる場所に持参又は郵送により提出するものとする。

なお、郵送による場合は、令和7年6月30日（月）午後5時までに、書留郵便により5に掲げる場所に必着させなければならない。

5 資格審査申請書類の交付の場所

科学捜査研究所

和歌山市西1番地

郵便番号 640-8313

電話番号 073-473-0110（代表）

ファクシミリ番号 073-473-0110

メールアドレス e8104001@pref.wakayama.lg.jp

6 資格審査の結果通知

資格審査の結果は、郵送により令和7年7月18日（金）までに通知するものとする。

7 一般競争入札参加資格がないと認められた者に対する理由の説明

(1) 一般競争入札参加資格がないと認められた者は、和歌山県警察本部に対してその理由について説明を求められることができる。

(2) (1)の説明は、令和7年7月31日（木）午後5時までに書面により求められることができる。

(3) (2)の書面は、持参、書留郵便又は電子メールにより5に定める場所に提出するものとする。

(4) 説明を求めた者に対する回答は、令和7年8月6日（水）までに当該説明を求めた者に対して書面により行うものとする。

和歌山県警察本部告示第3号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「自治法令」という。）第167条の5第1項の規定に基づき、放置車両確認事務委託業務に係る自治法令第167条の10の2第3項に規定する総合評価一般競争入札（以下「総合評価一般競争入札」という。）に参加する者に必要な資格及びその資格審査の申請方法等を次のように定めたので、自治法令第167条の5第2項の規定に基づき告示する。

令和7年6月6日

和歌山県警察本部長 野本靖之

1 総合評価一般競争入札に付する業務の名称等

(1) 調達役務の名称

放置車両確認事務委託業務

(2) 入札件名

ア 和歌山東ブロック放置車両確認事務委託業務

イ 和歌山西・北ブロック放置車両確認事務委託業務

(3) 調達役務の仕様等

放置車両確認事務委託契約仕様書（以下「仕様書」という。）による。

2 総合評価一般競争入札に参加する者の資格

この総合評価一般競争入札に参加する資格を有する者は、資格審査の申請の時点から落札決定の日までの間において、次に掲げる要件を満たす者とする。

(1) 自治法令第167条の4第1項各号の規定に該当しない者であること。

- (2) 自治法令第167条の4第2項の規定により一般競争入札の参加を停止されていない者であること。
 - (3) 和歌山県が行う一般競争入札に関する参加資格を停止されていない者であること。
 - (4) 国税、都道府県税及び社会保険料に未納がない者であること。
 - (5) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき、再生手続開始の申立てがなされていない者、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき、更生手続開始の申立てがなされていない者及び破産法（平成16年法律第75号）に基づき、破産手続開始の申立てがなされていない者であること。
 - (6) 和歌山県が行う調達契約等からの暴力団排除に関する事務取扱要領（平成20年制定）に規定する排除措置を受けていない者であること。
 - (7) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団及びその関係者（以下「暴力団等」という。）が経営していない者並びに暴力団等が経営に実質的に関与していない者であること。
 - (8) 暴力団等に対する資金等の供給及び便宜の供与をしていない者であること。
 - (9) 入札参加資格確認時において、入札件名ごとに駐車監視員を2名以上雇用していること。
 - (10) 仕様書に定められた業務内容を公正かつ適確に遂行し得ること。
 - (11) 道路交通法（昭和35年法律第105号）第51条の8第1項に基づく和歌山県公安委員会の登録を受けていること。ただし、同法第51条の9に基づく和歌山県公安委員会の適合命令を受けており、当該命令に係る必要な措置をとっていないと認められる場合を除く。
- 3 資格審査申請書類及びその配布方法等
- (1) この総合評価一般競争入札の参加資格の審査の申請に必要な書類は、次のとおりとする。
 - ア 一般競争入札参加資格審査申請書
 - イ 事業経歴書（定款を添付すること。）
 - ウ 誓約書
 - エ 委任状（申請者が代理人を選任した場合）
 - オ 所在地見取図
 - カ 一般競争入札参加資格審査申請提出書類確認書
 - キ 登記事項証明書（提出日において発行後3か月を経過していないもの）
 - ク 次に掲げる税金等に未納がないことが確認できる納税証明書（提出日において発行後3か月を経過していないもの）
 - （ア）法人税並びに消費税及び地方消費税
 - （イ）主たる事務所が所在する都道府県が課する税（延滞金等を含む。）の全税目
 - （ウ）社会保険料の滞納がない旨の証明（提出日直近1年分）
 - ケ 直近2年分の財務諸表又は決算書（貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書又はこれらに相当する書類）
 - コ 和歌山県公安委員会から交付を受けた2の（11）の登録に係る登録通知書又は登録更新通知書の写し
 - サ 駐車監視員資格者証の写し
 - (2) （1）のアからカまでに掲げる申請書類の用紙については、和歌山県警察本部で定めるものとし、仕様書及びこれらの用紙は、令和7年6月6日（金）から同年7月17日（木）までの和歌山県の休日を定める条例（平成元年和歌山県条例第39号）第1条第1項に定める休日（以下「県の休日」という。）を除く日の午前9時から午後5時まで（令和7年6月6日（金）は午後1時から午後5時まで）の間、5に掲げる場所で配布を行う。
 - (3) （1）に掲げる申請書類について質問がある者は、令和7年6月6日（金）から同月23日（月）までの県の休日を除く日の午前9時から午後5時まで（同月6日（金）は午後1時から午後5時まで）の間に和歌山県警察本部交通部交通指導課駐車違反取締センターに対して所定の書面（ファクシミリ及び電子メ

ールを含む。）により行うものとする。

4 資格審査申請書類の提出期間及び提出場所

3 (1) に掲げる申請書類は、令和7年6月6日（金）から同月26日（木）までの県の休日を除く日の午前9時から午後5時まで（同月6日（金）は午後1時から午後5時まで）の間に、5に掲げる場所に提出すること。

郵送により提出する場合は、書留郵便で令和7年6月26日（木）午後5時までに5に掲げる場所に必着させること。

5 資格審査申請書類の配布及び提出場所

和歌山県警察本部交通部交通指導課駐車違反取締センター

和歌山市西1番地 交通センター2階

郵便番号 640-8524

電話番号 073-473-0356

ファクシミリ番号 073-475-0359

メールアドレス e8403002@pref.wakayama.lg.jp

6 資格審査の結果通知

資格審査の結果は、郵送により令和7年7月4日（金）までに通知する。

7 総合評価一般競争入札参加資格がないと認めた者に対する理由の説明

(1) 総合評価一般競争入札参加資格がないと認められた者は、和歌山県警察本部に対してその理由について説明を求められることができる。

(2) (1) の説明は、令和7年7月15日（火）午後5時までに書面により求められることができる。

(3) (2) の書面は、持参又は書留郵便により5に掲げる場所に提出するものとする。

(4) 説明を求めた者に対する回答は、令和7年7月17日（木）までに当該説明を求めた者に対して書面により行うものとする。

和歌山県警察本部告示第4号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「自治法令」という。）第167条の5第1項及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第4条の規定に基づき、交番・駐在所ネットワークカメラシステム整備委託業務に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格及びその資格審査の申請方法を次のように定める。

令和7年6月6日

和歌山県警察本部長 野本靖之

1 一般競争入札に付する事項

(1) 調達役務の名称

交番・駐在所ネットワークカメラシステム整備委託業務

(2) 調達役務の内容

交番・駐在所ネットワークカメラシステム整備委託業務仕様書（以下「仕様書」という。）による。

2 一般競争入札に参加する者に必要な資格

この一般競争入札に参加する資格を有する者は、資格審査の申請の時点から落札決定の日までの間において、次に掲げる要件を満たす者とする。

(1) 自治法令第167条の4第1項各号の規定に該当しない者であること。

(2) 自治法令第167条の4第2項の規定により一般競争入札の参加の資格を停止されていない者であること。

(3) 和歌山県が行う一般競争入札に関する参加資格を停止されていない者であること。

(4) 国税及び都道府県税に未納がない者であること。

(5) この入札に係るネットワークカメラシステム整備委託業務と同種同等規模以上の業務の契約を入札

公告の日から過去6年以内に締結し、適正に履行した実績がある者であること。

なお、同種とはアに掲げる要件を、同等規模以上とはイに掲げる要件を満たしているものとする。

ア 複数台の防犯カメラ、レコーダー等で構成された防犯カメラシステムを構築した実績を有すること。

イ アに掲げる業務について、70台以上の防犯カメラを設置し、又は設定した実績を有すること。

(6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団及びその関係者（以下「暴力団等」という。）が経営していない者並びに暴力団等が経営に実質的に関与していない者であること。

(7) 暴力団等に対する資金等の供給及び便宜の供与をしていない者であること。

(8) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき、再生手続開始の申立てがなされていない者、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき、更生手続開始の申立てがなされていない者及び破産法（平成16年法律第75号）に基づき、破産手続開始の申立てがなされていない者であること。

3 資格審査申請書類及びその交付方法等

(1) この一般競争入札の参加資格の審査の申請に必要な書類は、次のとおりとする。

ア 競争入札参加資格審査申請書

イ 事業経歴書

ウ 法人にあっては、当該法人の登記事項証明書（提出日において、発行後3か月を経過していないもの）

エ 直近2年分の財務諸表又は決算書（法人にあっては貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書又はこれらに相当する書類、個人にあっては青色申告書又は白色申告書の写し）

オ 次に掲げる税金に未納がないことを証する納税証明書（提出日において、発行後3か月を経過していないもの）

（ア）法人税又は所得税並びに消費税及び地方消費税

（イ）法人にあっては主たる事務所、個人にあっては住所地が所在する都道府県が課する税（延滞金等を含む。）の全税目

カ 誓約書

キ 委任状（申請者が代理人を選任した場合）

ク 機器等リスト（仕様書に準拠するハードウェア及びソフトウェアの一覧（メーカー名、製品名（型名）、数量、仕様等を記載したもの）並びにその仕様を明らかにする当該製品のカタログ等を添付すること。）

ケ 2の（5）に掲げる要件を満たすことを証する業務実績証明書（入札公告の日から過去6年以内に締結した契約書の写しを添付すること。）

コ 申請者に保証期間内における保守体制が整備されていることを証明する保守体制証明書（障害発生時の連絡体制図を添付すること。）

(2) 和歌山県物品の購入、役務の提供等の契約に係る競争入札参加者の資格に関する要綱（令和5年和歌山県告示第1000号）に基づく競争入札参加資格者名簿に登載されていることが確認できる書類をもって、（1）のイからカまでの申請書類に代えることができる。

(3) （1）のア、イ及びカからコまでの申請書類の用紙については、和歌山県警察本部で定めるものとし、これらの用紙は、令和7年6月6日（金）から同年8月6日（水）までの間に、和歌山県物品・役務電子調達システムからダウンロードすること。また、同期間のうち和歌山県の休日を定める条例（平成元年和歌山県条例第39号）第1条第1項に定める休日（以下「県の休日」という。）を除く日の午前9時から午後5時まで（令和7年6月6日（金）は、午後1時から午後5時まで）の間、5に掲げる場所で交付を受けることができる。

なお、仕様書については、上記期間に5に掲げる場所で交付を受けることができる。

(4) (1) に掲げる申請書類について質問がある者は、令和7年6月6日（金）から同月23日（月）までの県の休日を除く日の午前9時から午後5時まで（同月6日（金）は、午後1時から午後5時まで）の間に和歌山県警察本部生活安全部地域指導課（以下「地域指導課」という。）に対して書面等（ファクシミリ及び電子メールを含む。）により行うものとする。

4 資格審査申請書類の提出期間及び提出場所

(1) 3の(1)のクに掲げる申請書類

令和7年6月6日（金）から同月18日（水）までの県の休日を除く日の午前9時から午後5時まで（同月6日（金）は、午後1時から午後5時まで）の間に、5に掲げる場所等に持参、郵送又は電子メールで提出するものとする。

なお、郵送による場合は、令和7年6月18日（水）午後5時までに書留郵便により5に掲げる場所に到着させなければならない。

(2) 3の(1)に掲げる申請書類（クに掲げる申請書類を除く。）

令和7年6月6日（金）から同月30日（月）までの県の休日を除く日の午前9時から午後5時まで（同月6日（金）は、午後1時から午後5時まで）の間に、5に掲げる場所等に持参、郵送又は電子メールで提出するものとする。

ただし、3の(1)のウ、オ及びキの申請書類については、令和7年6月30日（月）午後5時までに、5に掲げる場所に持参又は郵送により提出するものとする。

なお、郵送による場合は、令和7年6月30日（月）午後5時までに書留郵便により5に掲げる場所に到着させなければならない。

5 資格審査申請書類の交付の場所

地域指導課

和歌山市小松原通一丁目1番地1

郵便番号 640-8269

電話番号 073-423-0110（代表）

ファクシミリ番号 073-423-0110

メールアドレス e8203001@pref.wakayama.lg.jp

6 資格審査の結果通知

資格審査の結果は、郵送により令和7年7月18日（金）までに通知するものとする。

7 一般競争入札参加資格がないと認められた者に対する理由の説明

(1) 一般競争入札参加資格がないと認められた者は、和歌山県警察本部に対してその理由について説明を求めることができる。

(2) (1)の説明は、令和7年7月31日（木）午後5時までに書面により求めることができる。

(3) (2)の書面は、持参、書留郵便又は電子メールにより5に掲げる場所等に提出するものとする。

(4) 説明を求めた者に対する回答は、令和7年8月6日（水）までに当該説明を求めた者に対して書面により行うものとする。

公 告

入札公告

勤務・給与管理システム更新委託業務について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「自治法令」という。）第167条の6及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条の規定に基づき公告する。

令和7年6月6日

和歌山県知事 宮 崎 泉

1 一般競争入札に付する事項

- (1) 事業年度
令和7年度
- (2) 調達役務の名称及び数量
勤務・給与管理システム更新委託業務 一式
- (3) 履行期間
契約日から令和8年3月31日（火）までの間
- (4) 調達役務の内容
勤務・給与管理システム更新委託業務仕様書（以下「仕様書」という。）による。
- (5) 納入場所
和歌山県警察本部が指定する場所
- (6) 入札金額
総額で入札することとする。

2 一般競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項

令和7年和歌山県告示第465号に規定する勤務・給与管理システム更新委託業務の一般競争入札参加資格を有する者であること。

3 契約条項を示す場所及び期間等

- (1) 場所
和歌山県警察本部警務部警務課（以下「警務課」という。）
和歌山市小松原通一丁目1番地1
郵便番号 640-8588
電話番号 073-423-0110（代表）
ファクシミリ番号 073-423-0560
メールアドレス e8003001@pref.wakayama.lg.jp
- (2) 期間
令和7年6月6日（金）から同年8月6日（水）午後5時までの間。ただし、（1）の場所での備付けは、令和7年6月6日（金）から同年8月6日（水）までの和歌山県の休日を定める条例（平成元年和歌山県条例第39号）第1条第1項に定める県の休日を除く日の午前9時から午後5時まで（令和7年6月6日（金）は、午後1時から午後5時まで）の間
- (3) 方法
和歌山県物品・役務電子調達システム及び（1）の場所での備付け

4 入札説明書及び仕様書等（以下「入札説明書等」という。）を交付する方法及び期間等

- (1) 入札説明書等を交付する方法及び期間は、次のとおりとする。
 - ア 方法
和歌山県物品・役務電子調達システムからのダウンロード及び3の（1）の場所での交付
 - イ 期間
3の（2）に同じ。
- (2) （1）により交付する入札説明書等に対して質問がある者は、令和7年6月6日（金）から同月23日（月）までの間に警務課に対して書面等（ファクシミリ及び電子メールを含む。）により行うものとする。

5 一般競争入札の執行の場所及び日時等

- (1) 一般競争入札の執行の場所及び日時は、次のとおりとする。
 - ア 入札場所
和歌山市小松原通一丁目1番地1

和歌山県警察本部1階 会議室8

イ 入札日時

令和7年8月7日（木） 午前11時

ウ 開札場所

アに同じ。

エ 開札日時

イに同じ。

(2) 郵送による入札書の提出を行う者は、書留郵便により令和7年8月6日（水）午後5時までに警務課に必着するように行わなければならない。

6 電子入札

この入札は、書面による入札及び開札手続のほか、和歌山県が使用する電子計算機と入札に参加する者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用して行う入札（以下「電子入札」という。）及びその開札手続により行うものとし、この場合の入札の日時及び開札日時等は以下のとおりとする。

(1) 電子入札は、令和7年8月6日（水）午前9時から同月7日（木）午前10時45分までの間に行うこと。

(2) 開札日時及び場所

5の（1）に同じ。

7 入札方法

落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。以下「契約希望金額」という。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

8 入札保証金に関する事項

(1) 入札に参加しようとする者は、その者の見積もる入札金額の100分の5以上の額の入札保証金を納付しなければならない。

(2) 入札保証金は、落札者のものを除き入札終了後還付する。ただし、落札者には、契約を締結しない場合を除き契約締結後還付し、又は納付すべき契約保証金に充当することができる。

(3) 入札保証金の納付の方法、納付の免除等は、自治法令第167条の7及び和歌山県財務規則（昭和63年和歌山県規則第28号。以下「財務規則」という。）第85条から第88条までの規定に定めるところによる。

9 契約保証金に関する事項

(1) 契約を締結する者は、契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を納付しなければならない。

(2) 契約保証金の納付の方法、納付の免除、還付等は、自治法令第167条の16及び財務規則第92条から第94条までの規定に定めるところによる。

10 入札の無効

本公告に示した一般競争入札参加資格のない者及び一般競争入札参加資格の確認について虚偽の申請を行った者のした入札並びに入札説明書に記載する無効な入札に該当する入札は、無効とする。

なお、和歌山県警察本部から競争入札参加資格のある旨確認された者であっても、確認の後、入札参加資格の停止措置を受けて当該停止期間中である者等入札時点で2に定める資格のない者のした入札は、無効とする。

11 入札執行方法の細目

(1) 入札の執行方法の細目については、入札説明書に記載するとおりとする。

(2) この入札の開札には、警務課の職員が立ち会うものとする。

- (3) 落札者の決定は、財務規則第102条の規定に基づく予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって申込みをした者を落札者とする。
- (4) 落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちにくじにより落札者を決定するものとする。
- (5) 開札の結果、予定価格の制限の範囲内の価格の入札がないときは、直ちに、再度の入札を行う。この場合において、入札の回数は、最初の入札を含め3回までとする。
- (6) 再度入札を行う場合において、郵送による入札を行った者で5の(1)に規定する日時に入札場所に出席していない者は、第2回以降の入札には、参加できないものとする。
- 12 契約書作成の要否
要
- 13 契約の締結における和歌山県議会の議決の要否
否
- 14 契約方法
契約は、落札者と行うものとする。
- 15 その他
- (1) この入札及び契約に関する事務を担当する部課の名称及び所在地は、次のとおりとする。
- ア 名称
和歌山県警察本部警務部会計課
- イ 所在地
和歌山市小松原通一丁目1番地1
郵便番号 640-8588
電話番号 073-423-0110 (代表)
ファクシミリ番号 073-423-0120
メールアドレス e8002001@pref.wakayama.lg.jp
- (2) この入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。
- 16 Summary
- (1) Nature and quantity of the services to be required :
Renewal of Wakayama Prefectural Police Work Management System
- (2) Time limit for tender :
11:00 a.m. Thursday 7 August 2025 (Deadline for bids submitted by mail : 5:00 p.m. Wednesday 6 August 2025, Period for bids submitted by bidding system : from 9:00 a.m. Wednesday 6 August 2025 to 10:45 a.m. Thursday 7 August 2025)
- (3) Contact point for the notice :
Wakayama Prefectural Police Headquarters
Police Administration Department Finance Section
1-1-1 Komatsubaradori Wakayama City, 640-8588, Japan
TEL : 073-423-0110
FAX : 073-423-0120
e-mail : e8002001@pref.wakayama.lg.jp

監 査 公 表

和歌山県監査公表第15号

令和6年5月14日付けで公表した包括外部監査の結果に基づき講じた措置について、知事から通知があつ

たので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の38第6項の規定により、次のとおり公表する。

なお、「次のとおり」については、和歌山県監査委員事務局のホームページ（URL <https://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/230100/kansahome/kansa-main/index.html>）から閲覧することができる。

令和7年6月6日

和歌山県監査委員 森 田 康 友
和歌山県監査委員 河 野 ゆ う
和歌山県監査委員 玄 素 彰 人
和歌山県監査委員 山 家 敏 宏

諸 報

入 札 公 告

微量薬物分析装置賃貸借業務について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「自治法令」という。）第167条の6及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条の規定に基づき公告する。

令和7年6月6日

和歌山県警察本部長 野 本 靖 之

1 一般競争入札に付する事項

(1) 事業年度

令和7年度から令和15年度まで

(2) 調達役務の名称及び数量

微量薬物分析装置賃貸借業務 一式

(3) 履行期間

令和8年2月1日（日）から令和16年1月31日（火）までの間

(4) 調達役務の内容

微量薬物分析装置賃貸借業務仕様書（以下「仕様書」という。）による。

(5) 納入場所

仕様書による。

(6) 入札金額

月額で入札することとする。

2 一般競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項

令和7年和歌山県警察本部告示第2号に規定する微量薬物分析装置賃貸借業務の一般競争入札参加資格を有する者であること。

3 契約条項を示す場所及び期間等

(1) 場所

和歌山県警察本部刑事部科学捜査研究所（以下「科学捜査研究所」という。）

和歌山市西1番地

郵便番号 640-8313

電話番号 073-473-0110（代表）

ファクシミリ番号 073-473-0110

メールアドレス e8104001@pref.wakayama.lg.jp

(2) 期間

令和7年6月6日（金）午後1時から同年8月6日（水）午後5時まで。ただし、(1)の場所での備付けは、令和7年6月6日（金）から同年8月6日（水）までの和歌山県の休日を定める条例（平成元年和歌山

県条例第39号）第1条第1項に定める県の休日を除く日の午前9時から午後5時まで（令和7年6月6日（金）は、午後1時から午後5時まで）

(3) 方法

和歌山県物品・役務電子調達システム及び(1)の場所での備付け

4 入札説明書及び仕様書等（以下「入札説明書等」という。）を交付する方法及び期間等

(1) 入札説明書等を交付する方法及び期間は、次のとおりとする。

ア 方法

和歌山県物品・役務電子調達システムからのダウンロード及び3の(1)の場所での交付。ただし、仕様書は3の(1)の場所での交付のみとする。

イ 期間

3の(2)に同じ。

(2) (1)により交付する入札説明書等に対して質問がある者は、令和7年6月6日（金）から同月23日（月）までの県の休日を除く日の午前9時から午後5時まで（同月6日（金）は、午後1時から午後5時まで）の間に、科学捜査研究所に対して書面等（ファクシミリ及び電子メールを含む。）により行うものとする。

5 一般競争入札の執行の場所及び日時等

(1) 一般競争入札の執行の場所及び日時は、次のとおりとする。

ア 入札場所

和歌山市小松原通一丁目1番地1

和歌山県警察本部1階 会議室8

イ 入札日時

令和7年8月7日（木）午前10時

ウ 開札場所

アに同じ。

エ 開札日時

イに同じ。

(2) 郵送による入札書の提出を行う者は、書留郵便により令和7年8月6日（水）午後5時までに科学捜査研究所に必着するように行わなければならない。

6 電子入札

この入札は、書面による入札及び開札手続のほか、和歌山県が使用する電子計算機と入札に参加する者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用して行う入札（以下「電子入札」という。）及びその開札手続により行うものとし、この場合の入札の日時及び開札日時等は以下のとおりとする。

(1) 電子入札は、令和7年8月6日（水）午前9時から同月7日（木）午前9時45分までの間に行うこと。

(2) 開札日時及び場所

5の(1)に同じ。

7 入札方法

落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。以下「契約希望金額」という。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

8 入札保証金に関する事項

(1) 入札に参加しようとする者は、その者の見積もる契約希望金額（月額）に96を乗じて得た額の100分

の5以上の額の入札保証金を納付しなければならない。

(2) 入札保証金は、落札者のものを除き入札終了後還付する。ただし、落札者には、契約を締結しない場合を除き契約締結後還付し、又は納付すべき契約保証金に充当することができる。

(3) 入札保証金の納付の方法、納付の免除等は、自治法令第167条の7及び和歌山県財務規則（昭和63年和歌山県規則第28号。以下「財務規則」という。）第85条から第88条までの規定に定めるところによる。

9 契約保証金に関する事項

(1) 契約を締結する者は、契約金額（月額）に96を乗じて得た額の100分の10以上の額の契約保証金を納付しなければならない。

(2) 契約保証金の納付の方法、納付の免除、還付等は、自治法令第167条の16及び財務規則第92条から第94条までの規定に定めるところによる。

10 入札の無効

本公告に示した一般競争入札に参加資格のない者及び一般競争入札参加資格の確認について虚偽の申請を行った者のした入札並びに入札説明書に記載する無効な入札に該当する入札は、無効とする。

なお、和歌山県警察本部から競争入札参加資格のある旨確認された者であっても、確認の後、入札参加資格の停止措置を受けて当該停止期間中である者等入札時点で2に定める資格のない者のした入札は、無効とする。

11 入札執行方法の細目

(1) 入札の執行方法の細目については、入札説明書に記載するとおりとする。

(2) この入札の開札には、科学捜査研究所の職員が立ち会うものとする。

(3) 落札者の決定は、財務規則第102条の規定に基づく予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって申込みをした者を落札者とする。

(4) 落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちにくじにより落札者を決定するものとする。

(5) 開札の結果、予定価格の制限の範囲内の価格の入札がないときは、直ちに、再度の入札を行う。この場合において、入札の回数は、最初の入札を含め3回までとする。

(6) 再度入札を行う場合において、郵送による入札を行った者で、5の（1）に規定する日時に入札場所に出席していない者は、第2回以降の入札には、参加できないものとする。

12 契約書作成の要否

要

13 契約の締結における和歌山県議会の議決の要否

否

14 契約方法

契約は、落札者で行うものとする。

15 その他

(1) この入札及び契約に関する事務を担当する部課の名称及び所在地は、次のとおりとする。

ア 名称

和歌山県警察本部警務部会計課

イ 所在地

和歌山市小松原通一丁目1番地1

郵便番号 640-8588

電話番号 073-423-0110（代表）

ファクシミリ番号 073-423-0120

メールアドレス e8002001@pref.wakayama.lg.jp

(2) この入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。

16 Summary

(1) Nature and quantity of the services to be required :

Lease and maintenance of examination device for detecting and analyzing of microquantity drugs

(2) Time limit for tender :

10:00 a.m. Thursday 7 August 2025 (Deadline for bids submitted by mail : 5:00 p.m. Wednesday 6 August 2025, Period for bids submitted by bidding system : from 9:00 a.m. Wednesday 6 August 2025 to 9:45 a.m. Thursday 7 August 2025)

(3) Contact point for the notice :

Wakayama Prefectural Police Headquarters
Police Administration Department Finance Section
1-1-1 Komatsubaradori Wakayama City, 640-8588, Japan
TEL : 073-423-0110
FAX : 073-423-0120
e-mail : e8002001@pref.wakayama.lg.jp

入札公告

交番・駐在所ネットワークカメラシステム整備委託業務について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「自治法令」という。）第167条の6及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条の規定に基づき公告する。

令和7年6月6日

和歌山県警察本部長 野本靖之

1 一般競争入札に付する事項

(1) 事業年度

令和7年度

(2) 調達役務の名称及び数量

交番・駐在所ネットワークカメラシステム整備委託業務 一式

(3) 履行期間

契約日から令和8年3月31日（火）までの間

(4) 調達役務の内容

交番・駐在所ネットワークカメラシステム整備委託業務仕様書（以下「仕様書」という。）による。

(5) 納入場所

和歌山県警察本部が指定する場所

(6) 入札金額

総額で入札することとする。

2 一般競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項

令和7年和歌山県警察本部告示第4号に規定する交番・駐在所ネットワークカメラシステム整備委託業務の一般競争入札参加資格を有する者であること。

3 契約条項を示す場所及び期間等

(1) 場所

和歌山県警察本部生活安全部地域指導課（以下「地域指導課」という。）

和歌山市小松原通一丁目1番地1

郵便番号 640-8269

電話番号 073-423-0110（代表）

ファクシミリ番号 073-423-0110

メールアドレス e8203001@pref.wakayama.lg.jp

(2) 期間

令和7年6月6日（金）から同年8月6日（水）午後5時までの間。ただし、(1)の場所での備付けは、同年6月6日（金）から同年8月6日（水）までの和歌山県の休日を定める条例（平成元年和歌山県条例第39号）第1条第1項に定める県の休日を除く日の午前9時から午後5時まで（令和7年6月6日（金）は、午後1時から午後5時まで）の間

(3) 方法

和歌山県物品・役務電子調達システム及び(1)の場所での備付け

4 入札説明書及び仕様書等（以下「入札説明書等」という。）を交付する方法及び期間等

(1) 入札説明書等を交付する方法及び期間は、次のとおりとする。

ア 方法

和歌山県物品・役務電子調達システムからのダウンロード及び3の(1)の場所での交付
ただし、仕様書については、3の(1)の場所での交付のみ

イ 期間

3の(2)に同じ。

(2) (1)により交付する入札説明書等に対して質問がある者は、令和7年6月6日（金）から同月23日（月）までの県の休日を除く日の午前9時から午後5時まで（同月6日（金）は、午後1時から午後5時まで）の間に地域指導課に対して書面等（ファクシミリ及び電子メールを含む。）により行うものとする。

5 一般競争入札の執行の場所及び日時等

(1) 一般競争入札の執行の場所及び日時は、次のとおりとする。

ア 入札場所

和歌山市小松原通一丁目1番地1
和歌山県警察本部1階 会議室8

イ 入札日時

令和7年8月7日（木） 午後2時

ウ 開札場所

アに同じ。

エ 開札日時

イに同じ。

(2) 郵送による入札書の提出を行う者は、書留郵便により令和7年8月6日（水）午後5時までに地域指導課に必着するように行わなければならない。

6 電子入札

この入札は、書面による入札及び開札手続のほか、和歌山県が使用する電子計算機と入札に参加する者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用して行う入札（以下「電子入札」という。）及びその開札手続により行うものとし、この場合の入札の日時及び開札日時等は以下のとおりとする。

(1) 電子入札は、令和7年8月6日（水）午前9時から同月7日（木）午後1時45分までの間に行うこと。

(2) 開札日時及び場所

5の(1)に同じ。

7 入札方法

落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算し

た金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。以下「契約希望金額」という。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

8 入札保証金に関する事項

- (1) 入札に参加しようとする者は、その者の見積もる入札金額の100分の5以上の額の入札保証金を納付しなければならない。
- (2) 入札保証金は、落札者のものを除き入札終了後還付する。ただし、落札者には、契約を締結しない場合を除き契約締結後還付し、又は納付すべき契約保証金に充当することができる。
- (3) 入札保証金の納付の方法、納付の免除等は、自治法令第167条の7及び和歌山県財務規則（昭和63年和歌山県規則第28号。以下「財務規則」という。）第85条から第88条までの規定に定めるところによる。

9 契約保証金に関する事項

- (1) 契約を締結する者は、契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を納付しなければならない。
- (2) 契約保証金の納付の方法、納付の免除、還付等は、自治法令第167条の16及び財務規則第92条から第94条までの規定に定めるところによる。

10 入札の無効

本公告に示した一般競争入札参加資格のない者及び一般競争入札参加資格の確認について虚偽の申請を行った者のした入札並びに入札説明書に記載する無効な入札に該当する入札は、無効とする。

なお、和歌山県警察本部から競争入札参加資格のある旨確認された者であっても、確認の後、入札参加資格の停止措置を受けて当該停止期間中である者等入札時点で2に定める資格のない者のした入札は、無効とする。

11 入札執行方法の細目

- (1) 入札の執行方法の細目については、入札説明書に記載するとおりとする。
- (2) この入札の開札には、地域指導課の職員が立ち会うものとする。
- (3) 落札者の決定は、財務規則第102条の規定に基づく予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって申込みをした者を落札者とする。
- (4) 落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちにくじにより落札者を決定するものとする。
- (5) 開札の結果、予定価格の制限の範囲内の価格の入札がないときは、直ちに、再度の入札を行う。この場合において、入札の回数は、最初の入札を含め3回までとする。
- (6) 再度入札を行う場合において、郵送による入札を行った者で5の（1）に規定する日時に入札場所に出席していない者は、第2回以降の入札には、参加できないものとする。

12 契約書作成の要否

要

13 契約の締結における和歌山県議会の議決の要否

否

14 契約方法

契約は、落札者で行うものとする。

15 その他

- (1) この入札及び契約に関する事務を担当する部課の名称及び所在地は、次のとおりとする。

ア 名称

和歌山県警察本部警務部会計課

イ 所在地

和歌山市小松原通一丁目1番地1

郵便番号 640-8588

電話番号 073-423-0110 (代表)

ファクシミリ番号 073-423-0120

メールアドレス e8002001@pref.wakayama.lg.jp

- (2) この入札及び契約の手續において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。

16 Summary

- (1) Nature and quantity of the services to be required :

Construction of Network Camera System for Police Boxes and Police Outposts

- (2) Time limit for tender :

2:00 p.m. Thursday 7 August 2025 (Deadline for bids submitted by mail : 5:00 p.m.

Thursday 6 August 2025, Period for bids submitted by bidding system : from 9:00 a.m.

Thursday 6 August 2025 to 1:45 p.m. Thursday 7 August 2025)

- (3) Contact point for the notice :

Wakayama Prefectural Police Headquarters

Police Administration Department Finance Section

1-1-1 Komatsubaradori Wakayama City, 640-8588, Japan

TEL : 073-423-0110

FAX : 073-423-0120

e-mail : e8002001@pref.wakayama.lg.jp